

質問回答

NO.	質問	回答
1	提案書作成・審査要領と提案書ひな型の番号とのずれについて 業務仕様書において、別添３の提案書作成・審査要領では、2.5が「仕様書3(4)の業務内容」、2.6が「仕様書3(5)の業務内容」となっていますが、別添４の提案書ひな型では、2.5は「仕様書3(4)1の業務内容」、2.6は「仕様書3(4)2の業務内容」、2.7は「仕様書3(5)の業務内容」となっています。実際に提出する提案書では、どちらの項目で記載するのがよろしいでしょうか。	不備があり大変失礼いたしました。 別添４の提案書ひな形の「2.5 仕様書3(4)1)の業務内容」を「2.5 仕様書3(4)の業務内容」、「2.6 仕様書3(4)2)の業務内容」を「2.6 仕様書3(5)の業務内容」、「2.7 仕様書3(5)の業務内容」を削除に訂正の上、GEPS上の添付資料を差替えました。
2	提案書ひな型と評価基準表の番号のずれについて １．と同様の部分について、別添５の提案書の評価基準表では、別添３の提案書作成・審査要領と同じく2.5が「仕様書3(4)の業務内容」、2.6が「仕様書3(5)の業務内容」となっています。別添4の提案書ひな型の項目に沿って提案書を作成した場合、別添５の項目と相違が生じるために「仕様書3(4)2)の業務内容」、「仕様書3(5)の業務内容」が評価対象ではなくなることも考えられますが、この点はどのようにになりますか。	同上
3	仕様書３（５）有識者への個別ヒアリングの回数について 仕様書３（３）の作成のための有識者への個別ヒアリングの回数は、4名程度の有識者を対象に1人あたり5回程度実施するという理解で合っていますか。	お見込みのとおりです。